表の法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動の項の次に次のように加える。

法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動	一　申請人が本邦の公私の機関の外国にある事業所又は出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令（平成二十一年法務省令第五十二号）で定める外国の公私の機関の外国にある事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。 二　申請人が修得しようとする技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）が同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。 三　申請人が十八歳以上であり、かつ、国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。 四　申請人が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技能等を修得しようとすること。 五　申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、本邦において申請人が従事する技能実習を実施する法人（本邦外において本邦にある事業所と同一の事業を行う法人（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社（同条第四号に規定する親会社をいう。）若しくは子会社をいう。）の関係にある複数の法人又は同一の親会社をもつ複数の法人（以下「関連法人」という。）の関係にある場合はこれら複数の法人（以下同じ。）が共同で実施する講習を含む。次号において同じ。）に関連して、次に掲げるいずれかの機関からも保証金を徴収されていないこととその他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで管理されないことが見込まれることのほか、当該機関との間で、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで締結されないことが見込まれること。 イ　申請人が国籍又は住所を有する国の所属機関その他申請人が本邦において行おうとする活動の準備に関与する外国の機関（以下「送出し機関」という。） ロ　実習実施機関 六　実習実施機関と送出し機関の間で、本邦において申請人が従事する技能実習に関連して、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで締結されないことが見込まれること。 七　実習実施機関が次に掲げる要件に適合する講習を座学（見学を含む。）により実施すること。 イ　講習の科目が次に掲げるものであること。 (1)　日本語 (2)　本邦での生活一般に関する知識 (3)　出入国管理及び難民認定法、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、外国人の技能実習に係る不正行為が行われていることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者が講義を行うものに限る。） (4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、本邦での円滑な技能等の修得に資する知識

	ロ　実習実施機関が本邦において実施する講習の総時間数が、申請人が本邦において上欄の活動に従事する予定の時間全体の六分の一以上であること。ただし、申請人が次のいずれかに該当する講習又は外部講習を受けた場合は、十二分の一以上であること。なお、講習時間の算定に当たっては、一日の講習の実施時間が八時間を超える場合にあっては、八時間とする。 (1)　過去六月以内に実習実施機関が本邦外において実施したイの(1)、又は(4)の科目に係る講習で、一月以上の期間を有し、かつ、百六十時間以上の課程を有するもの (2)　過去六月以内に外国の公的機関若しくは外国の公私の機関が申請人の本邦において従事しようとする技能等について実施したイの(1)、(2)又は(4)の科目に係る外部講習（座学見学を含むものに限る。）で、一月以上の期間を有し、かつ、百六十時間以上の課程を有するもの（実習実施機関においてその内容が講習と同等以上であることを確認したものに限る。） ハ　本邦における講習が、申請人が本邦において上欄の活動に従事する期間内に行われること。ただし、イの(3)の科目に係る講習については、申請人が実習実施機関において講習以外の技能等の修得活動を実施する前に行われること。 八　申請人に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。 九　申請人が従事しようとする技能実習が実習実施機関の常勤の職員で修得しようとする技能等について五年以上の経験を有するもの（以下「技能実習指導員」という。）の指導の下に行われること。 十　実習実施機関に申請人の生活の指導を担当する職員（以下「生活指導員」という。）が置かれていること。 十一　申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一以内であること。ただし、法務大臣が告示をもつて定める技能実習については、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、次の表の上欄に掲げる当該総数に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数（一人未満の端数があるときは、これを切り捨てた人数とする。）の範囲内であること。

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
三百一人以上	常勤の職員の総数の二十分の一
二百一人以上三百人以下	十五人
百一人以上二百人以下	十人
五十一人以上百人以下	六人
五十人以下	三人